

環境・造園系専門職大学院  
認証評価に関する自己点検・評価報告書

令和6年9月

公益社団法人 日本造園学会

はじめに

高度の専門性が求められる職業人養成の機運を受けて、平成 21 年に全国初の環境・造園系専門大学院が兵庫県に開設され、環境・造園に関する深い学識や卓越した能力を培う技術者の養成が開始された。

こうしたなかで社団法人（当時）日本造園学会は、公益法人への移行を図りつつ、「環境・造園系専門職大学院等の認証評価組織に関する検討委員会」を設置し、環境・造園系の高度な専門性を有する職業人がどのような存在か、その教育をどのように行うべきかなど、環境・造園系高度専門職業人の役割を社会に明示することを目指し、評価制度や評価組織のあり方、認証評価機関としての認証を受けるための準備等について検討を始めた。そのうえで平成 24 年 4 月 1 日の公益社団法人への移行を目前にした平成 24 年 3 月、本会は文部科学省に環境・造園系専門職大学院の認証評価機関としての認証を申請し、中央教育審議会大学分科会での諮問・審議を経て、平成 24 年 7 月 31 日に文部科学大臣から認証評価機関として認証された。

平成 24 年 12 月には、兵庫県立大学大学院緑景観マネジメント研究科（専門職大学院）より、初の認証評価の申請を受け付け、1 年余に及ぶ一連の評価作業を実施し、平成 26 年 3 月に評価報告書を理事会の決を経て文部科学省に報告するとともに公表し、受審校に認定証を送付し、認証評価を完了した。また、平成 31 年には、2 回目となる認証評価を実施し、完了した。さらに、前回申請から 5 年を経た令和 4 年 12 月には同校より 3 度目の認証評価の申請を受け付け、概ね前回同様のプロセスを経て認証評価を実施し、令和 6 年 3 月に 3 回目となる評価報告書の確定、報告、公表、認定証送付等を行ったところである。

このような環境・造園系専門職大学院の認証評価に関わる PDCA サイクルを確立・機能させるべく、本会は、前回の認証評価後と同様に、学会内に専門職大学院認証評価機関自己点検・評価検討ワーキンググループを設置した（委員名は後掲）。本報告書は同ワーキンググループが、この 5 年間、すなわち 3 回目の認証評価活動に関して、前回の自己点検・評価とも関連させながら振り返り、自己点検・評価を行った内容を取りまとめ、令和 6 年 9 月の理事会で承認されたものである。これを踏まえ、より望ましい環境・造園系専門職大学院の認証評価機関としての改善に向けた努力を継続的に進めてまいりたい。

令和 6 年 9 月  
公益社団法人 日本造園学会  
会長 柳井 重人

## 1. 評価基準について

[現状]

本会の環境・造園系専門職大学院の評価基準は、学会に設置された専門職大学院認証評価総務委員会により、学校教育法第 109 条に規定する大学評価基準として策定されたものであり、7 章、52 の基準で構成されている。その内容は、専門職大学院設置基準（平成 15 年文部科学省令第 16 号）等を踏まえて、認証評価対象となる環境・造園系専門職大学院に必要と考える要件及び評価対象大学院の目的に照らして、教育活動等を分析・判断するために定めたものである。各評価基準は次の 3 種、

- ・法令由来基準（学校教育法や専門職大学院設置基準等の法令に由来する評価基準）
- ・重要基準（法令由来以外で重要な評価基準）
- ・追加基準（よりよい教育確保のための追加的基準）

のいずれかに位置づけられ、専門職大学院の設置基準に加えて、学会が専門職大学院における環境・造園教育に必要かつ有益と考える基準が含まれるように構成されている。これは環境・造園系専門職大学院に対し、設置基準を充足するにとどまらず、さらなる教育活動の質的向上への方向を認証評価機関としても示す考え方に基づいている。またそれぞれの基準には、解釈指針として、各基準に関する規則並びに各基準に係る説明及び例示を示し、合理的かつ客観的な評価が可能となるよう留意されている。

これらの基準及び解釈指針は、平成 30 年 3 月の専門職大学院設置基準の一部改正に対応して、教員組織に関わる一部の基準の解釈指針を修正した。加えて、令和 2 年度、令和 3 年度、令和 4 年度の専門職大学院設置基準の一部改正に対応して、教員組織、教育改善に関わる一部の基準及び解釈指針を修正、追加した。評価基準の変更にあたっては、検討段階において、事前に変更案の公表とパブリックコメント（意見公募手続）を実施すると共に、評価対象の受審校へ送付して意見を求め、文部科学大臣への届出後、受審校にすみやかに通知した。

評価はまず 7 章 52 の個々の評価基準について解釈指針等に照らし個別評価を行った上で、全体について評価基準に適合しているか否かの総合的評価判定を行う。このうち個別評価は、

- A：よく実施できている
- B：実施できている
- C：最低限必要な水準で実施できている
- D：実施できていない（最低限必要な水準に達していない）

の 4 段階で評価し、A、B 及び C を適合、D を不適合としている。

総合的評価判定については、先に挙げた法令由来基準及び重要基準をひとつでも満たさない場合、原則として総合的評価判定は不適合と判定される。追加基準は、満たさないものがあってもそれだけでは不適合とは判定されないが、不適合の程度（逸脱の度合い）、期間、早期改善性の蓋然性、関連する評価基準の結果などを総合的に考慮し、教育機関として重大な欠陥があると認められたときは、不適合と判定されることもある。

[現状の評価と課題および改善の方向性]

7章52の評価基準の全体構成については、特段の問題はこれまでのところ認識されておらず、概ね妥当であると考えられる。また、個別評価を4段階で行い、そのうち適合に相当する水準を最低限(C)、標準(B)、標準以上(A)の3段階に分けていることは、評価機関においては改善すべき点を伝え、受審校においては努力目標を設定するために有意義であると考えている。

まず、認証評価全体が一定水準の確保に重きが置かれる中で、当該校の特徴ある優れた点を積極的に評価する、いわゆる「褒める」A評価がより有効に機能するよう、審査において、受審校の長所や特徴について、意見交換し、共有した上での審査に努め、受審校には、その内容について総括報告書にて通知した。

次に、評価報告書において、C評価のみならずB評価についてもコメントを付することによって、設置基準を充足するにとどまらず、さらなる教育活動の質的向上への方向を認証評価機関としても具体的に示すことは、受審校でも今後の改善を具体的に検討でき、早期の改善の実施に寄与しているものと考えられる。なお、評価基準や解釈指針については、認証評価が目的化してしまう懸念があることを受審校とも共有した上で、今後も適切に運用していきたい。

個々の評価基準に関しては、「教員組織」に関する基準(5-1-1、5-1-2)において、教育上必要な教員が置かれ、教員は高度の教育上の指導能力があると認められ、教員の自己点検及び自己評価の適切な実施とその結果の公表が組織として実施されていることが確認できた。しかし、解釈指針において、教員の自己点検及び自己評価の結果の開示方法について、個人情報保護の観点から教員個人の結果の取扱いが制限される中で、教員個人の結果の自己点検および自己評価の結果の開示が必要であるとも考えられる記載となっていた。このため、審査において、受審校と本項の解釈において調整が必要であった。教員の自己点検及び自己評価の開示に関する基準(5-1-3、5-1-4)の解釈指針の記述の精査が必要である。

## 2. 評価方法について

[現状]

認証評価は、学会に設置された専門職大学院認証評価審査委員会(以下、審査委員会)が主体となって行う。まず事前説明会等を経て、受審校が作成した自己評価報告書および関連資料を対象に、審査委員会内に設置された評価チームが書面審査を実施して調査報告書(一次)を作成する。次いで評価チームはこれを受審校への質問事項と共に送付し、受審校は調査報告書(一次)に対する見解や質問事項への回答を学会に提出する。これを踏まえて、評価チームは受審校に関する面談調査、授業・施設の視察及び関連資料の閲覧調査等を内容とする現地調査を実施し、調査報告書(二次)を作成する。

審査委員会は、これら調査報告書(二次)、自己評価報告書、関連資料に基づき最終的な評価を行い、評価報告書(原案)を作成し受審校に送付して意見を求める。審査委員会は受

審校からの意見への対応を検討の上、評価報告書（案）を決定し、学会理事会に諮り審議を経て確定に至る。これらの審査委員会およびその中の評価チームによる評価はすべて評価基準に従って行われる。

このうち受審校に赴いての現地調査においては、授業および演習の見学、教員面談、在校生面談、修了生面談、学内施設等見学、自己評価報告書の説明と質疑応答、評価に関わる根拠資料閲覧などを評価チームが実施する。なお、実際の評価作業において、膨大な書類を受審校と事務局、審査委員会、評価チームが共有することになるが、今回から書類をペーパーレス化した。具体的には、クラウド上の共有フォルダを用いて、受審校による審査書類の作成から受審校と事務局、評価チームを含む審査委員会とで書類をやりとりし、作業の効率化を図った。また、従来現地調査では、多くの教員及び学生との面談調査、膨大な現地資料の閲覧などで時間を要していた。そこで今回は、受審校と評価チームとが現地調査の進め方について事前に打ち合わせを実施し、評価チームは、現地に前日に集合して事前の打合せを行うことで、現地調査における十分な時間の確保と適切な時間管理のもとで現地調査を実施した。

#### [現状の評価と課題および改善の方向性]

受審校より提出された自己評価書では、全て「A」判定であったが、認証評価機関での審査が機能して、一部に課題箇所があることを客観的に判断して、明確にすることができた。特段の問題はこれまでのところ認識されておらず、基本的には妥当であると考えられる。

評価基準の7章（教育内容等の改善措置）として、教育内容や方法の改善について、実際の評価作業において、各授業の授業資料や授業評価の方法・基準等による現状確認に加えて、継続的に教育改善が行われている体制や組織の実態を資料として確認した。しかし、自己評価書では、ホームページ、各種規定、議事録など、情報が分散し、資料の体系的な管理がなされていない状況も確認された。受審校においては、資料の体系的な管理が求められるものの、本来の目的は、教育内容や方法の改善が適切になされ、質的向上を図られることであることから、点検項目に対する効率的、効果的な審査に向けた情報交換が求められる。

### 3. 認証評価の実施状況

#### [実施状況]

平成31年度（令和元年度）～令和5年度の5年間の環境・造園系専門職大学院認証評価の実施状況を以下に記す。

兵庫県立大学大学院緑景観マネジメント研究科に対する第2回目の認証評価を平成29年度～30年度に実施したため、基本的に平成31年度（令和元年度）～令和5年度は、令和4年度～5年度実施予定の次回評価のための準備期間と位置づけられた。また令和2年11月には、兵庫県立大学大学院緑景観マネジメント研究科より、本会が送付した評価報告書に基づいた、「令和2年度認証評価改善報告書」が学会に提出された。これは、平成30年度の認証評価において、総合的には適合であったが評価基準によって推移をみる必要がある項目（B評価）

の改善状況について、認証後2年以内に公表するとともに評価機関である学会への報告を求めていたことに対応したものである。審査委員会はこの内容について審議を行い、認証評価時の指摘に対して適切な対応がなされ問題点が改善されていることを確認し、令和3年3月に受審校にこの旨を通知した。

令和4～5年度は、兵庫県立大学大学院緑環境景観マネジメント研究科に対する三回目の認証評価を、次表に示す経過で実施した。

令和4年度

月	理事会及び専門職大学院認証評価に関する各委員会	前回（平成29年度）
11	<b>総務委員会 11月19日</b> ・スケジュール確認 ・評価基準変更（案）の合意 ・認証評価のペーパーレス化の合意	
12	<b>受審校から認証評価の申請 12月5日</b> <b>理事会 12月10日</b> ・受審校申請の承認 ・ペーパーレス化の承認 ・評価基準変更（案）の承認 <b>評価基準変更（案）のパブリックコメントの実施 12月23日～1月23日</b>	・受審校から申請 12月1日 ・総務委員会 12月12日
1	<b>評価基準変更（案）の受審校説明会 1月16日</b> 次期認証評価委員選出の事前打合せ 1月27日	
2	<b>文部科学大臣に評価基準変更届出 2月24日</b>	
3	<b>理事会 3月4日</b> ・次期認証評価委員構成の承認	・総務委員会・審査委員会合同委員会 3月10日 ・受審校説明会1回目 3月19日

令和5年度

月	理事会及び専門職大学院認証評価に関する各委員会	前回（平成25年度）
4	・各委員会の委員の決定	
5	<b>総務委員会・審査委員会合同委員会 5月27日</b> ・今後のスケジュール確認 ・審査委員長選出 ・評価員の選任・評価チームの編成 ・自己点検評価項目等の通知内容の確認 ・ペーパーレス化への対応（ドロップボックスについて）	

6	<p>受審校と事務局・審査委員会（評価チーム）の調整 6月28日～7月4日</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現地審査日程候補日調整</li> <li>・ドロップボックスの調整</li> </ul> <p>受審校より自己評価報告書、根拠資料の提出 6月30日</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・受審校説明会2回目 6月5日</li> <li>・自己評価報告書提出 6月29日</li> </ul>
7	<p>総務委員長・審査委員長・評価チーム主査・事務局打合せ 7月13日</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・委員会日程調整</li> <li>・書面審査について</li> <li>・現地審査日程について</li> <li>・評価基準の改定について</li> </ul> <p>審査委員会（評価チーム）自己評価報告書 書面審査開始</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総務委員長、評価チーム主査、事務局打合せ 7月10日</li> <li>・評価チーム 書面審査開始</li> <li>・総務委員会（メール審議） 7月26日～7月31日</li> </ul>
8	<p>審査委員会（評価チーム）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自己評価報告書の書面審査</li> </ul>	
9	<p>審査委員会（評価チーム）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・調査報告書（一次）の作成</li> </ul> <p>審査委員会 9月26日</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・調査報告書（一次）の確認</li> </ul>	
10	<p>審査委員会（評価チーム）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・受審校に調査報告書（一次）を送付 10月16日</li> <li>・受審校と打ち合わせ 10月24日</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・調査報告書（一次）送付 10月16日</li> <li>・受審校回答書（一次）提出 10月29日</li> </ul>
11	<p>受審校より調査報告書（一次）の回答 11月1日</p> <p>審査委員会（評価チーム）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事前打合せ 11月6日</li> <li>・前入り（11月6日）、現地調査2日間 11月7日～8日</li> <li>・調査報告書（二次）の作成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現地調査 11月15日～16日</li> </ul>
12	<p>審査委員会 12月12日</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・調査報告書（二次）の確認</li> </ul> <p>理事会 12月23日</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・調査報告書（二次）報告・協議</li> </ul> <p>審査委員会（評価チーム）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・受審校に調査報告書（二次）を送付 12月27日</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・調査報告書（二次）送付 12月17日</li> <li>・受審校回答書（二次）提出 12月26日</li> </ul>
1	<p>受審校より調査報告書（二次）の回答 1月18日</p> <p>審査委員会（評価チーム）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・評価報告書（原案）の作成</li> </ul>	
2	<p>総務委員会・審査委員会合同委員会 2月9日</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・審査委員会 2月9日</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・評価報告書(原案)決定</li> <li>・受審校に提示し意見を求める 2月27日</li> </ul> <b>審査委員会 (評価チーム)</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・評価報告書総括・評価報告書(案)を作成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・調査報告書(原案)を受審校に送付 2月20日</li> <li>・受審校から返答 2月21日</li> </ul>
3	<b>受審校より評価報告書(原案)の回答提出 3月1日</b> <b>審査委員長・評価チーム主査</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・文部科学省への事前説明 3月1日</li> </ul> <b>理事会 (メール審議) 3月1日～3月5日</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・評価報告書総括・評価報告書の確定及び承認</li> </ul> <b>評価報告書総括・評価報告書を受審校に送付 3月7日</b> ※受審校による不服申し立ては20日以内 ※不服申し立てのない場合は評価報告書が確定 <ul style="list-style-type: none"> <li>・不服申し立てがある場合は提訴審議委員会で不服申し立ての内容を審理</li> <li>・不服申し立てに理由がある場合は、審査委員会による再調査、修正評価報告書(原案)を作成の上、理事会での審理により、修正評価報告書を確定</li> </ul> <b>理事会 3月9日</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・評価報告書総括・評価報告書の追認及び受審校への提出を報告</li> <li>・受審校より総括の一部修正に関する意見を受領 3月14日</li> <li>・総括及び評価報告書を受審校に再度提出 3月28日</li> <li>・受審校に認定証を送付 3月28日</li> <li>・文部科学大臣に報告 3月29日</li> <li>・評価報告書をwebサイトに公表 3月29日</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・理事会にて評価報告書確定 3月2日</li> <li>・受審校に正式通知 3月8日</li> <li>・文部科学大臣報告 3月25日</li> <li>・評価報告書を公表 3月29日</li> </ul>

[課題および改善の方向性]

本会では5年に一度の認証評価を1校に対して実施しており、3年間ほどが準備期間に充てられる。次の認証評価、あるいは新規の認証評価申請などに向けて認証評価事業をより有効に機能させるために、日本造園学理事会(以下、理事会)での意思決定を受けて、自己点検・評価を認証評価ごとに継続して実施している。

今回の認証評価において、認証後2年以内の改善報告書の提出、及びその公表の是非について、明確にできておらず、調整を要した。評価の「B」判定の項目は、「実施できている」に該当し、他の認証機関で受審校に対して中間年(例えば、2～3年後)での改善報告を求めている「改善課題や是正課題」に相当する事項ではないこと、過去に2回の認証評価において、評価後に自己研鑽して、継続的な改善に真摯に取り組んで対応してきた実績があることを鑑みて、今回、認証後2年以内の改善報告書の提出、及びその公表改善の取り組みの報

告を求めないことが妥当として判断した。今後、認証後2年以内の改善報告書の提出を求める場合の基準の明確化が必要である。

#### 4. 組織及び運営の状況

[現状]

認証評価に関わる組織体制とその運営の現状は以下の通りである。

##### ① 専門職大学院認証評価総務委員会

専門職大学院認証評価総務委員会（以下、総務委員会）は、評価基準の策定・変更等、認証評価事業の基本的事項の決定を行うほか、評価員の研修及び認証評価事業の実施に関する事項を決定する。総務委員会は、理事会が選任した9名の委員をもって構成する。委員のうち3名程度が環境・造園教育に従事する大学又は大学院専任教員、3名程度が施工、計画設計デザイン等に関連した実務に従事する環境・造園系技術者、3名程度が行政又は教育学、造園学、環境論等に関連する有識者とするを原則とする。

##### ② 専門職大学院認証評価審査委員会

審査委員会は、評価報告書（原案）作成、評価員の選任、評価チームの編成のほか、総務委員会と協議して評価スケジュールの決定などの事項を実施する。審査委員会は、理事会が選任した4名程度の審査委員会委員をもって構成する。委員のうち2名程度が環境・造園教育に従事する大学又は大学院専任教員、1名程度が施工、計画設計デザイン等に関連した実務に従事する環境・造園系技術者、1名程度が行政又は受益者グループ代表者等の有識者とするを原則とする。

##### ③ 評価チーム

評価チームは、審査委員会が受審校ごとに選任した評価員により構成される。評価チームの構成人数は原則として3名とし、環境・造園教育に従事する大学又は大学院専任教員及び行政又は施工、計画設計デザイン等に関連した実務に従事する環境・造園系技術者から選任する。また、3名のうち1名は主査とし、2名を副査とする。評価チームは、受審校が作成した自己評価報告書その他の資料の書面審査を行い、調査報告書（一次）にまとめ、受審校に質問事項とともに送付する。その後、現地調査を実施し、自己評価報告書、関連資料、現地調査の結果をもとに、調査報告書（二次）を作成する。受審校は評価チームとの討議内容に基づき、追加説明書を評価チームに提出できる。審査委員会は、調査報告書（二次）をもとに追加説明書の内容も考慮して評価報告書（原案）を作成し、受審校に提出する。受審校は評価報告書（原案）に対して意見を申し立てることができ、審査委員会はその内容も考慮して評価報告書（案）を作成し、学会理事会に提出する。学会理事会は評価報告書（案）を審議し、評価報告書を確定させる。

##### ④ 専門職大学院認証評価提訴審議委員会

専門職大学院認証評価提訴審議委員会（以下、「提訴審議委員会」という）は、受審校から不服を申し立てられた提訴内容について、それが理由あるものか否かを審議し、提訴審議の結果を理事会に報告する。提訴審議委員会は、理事会が選任した5名の委員をもって構成

する。委員のうち、3名は環境・造園教育に従事する大学院専任教員、2名は学会の理事あるいは監事とすることを原則とする。

⑤ 事務局

理事会が任命した事務局長及び所要の事務局員により構成され、認証評価に係る事務を処理する。事務局は、評価事業に関する資料・情報を適切に管理する。

なお各委員会の開催状況は、前項に示した通りであり、このうち提訴審議委員会については、提訴（不服申し立て）がなかったため開催されていない。

令和4・5年度認証評価時における各委員会委員は以下の通りである。

専門職大学院認証評価総務委員会

役職	氏名	所属	備考
理事・委員	柳井 重人	千葉大学	学識代表
	加我 宏之	大阪公立大学	〃
	五十嵐 康之	横浜市	有識者代表
	根来 千秋	東京都	〃
	則久 雅司	環境省	〃
委員	鈴木 貢次郎	東京農業大学	〃
	徳永 哲	株式会社 STEP	環境・造園系技術者代表
	平松 玲治	一般財団法人公園財団	〃
	松戸 克浩	株式会社新松戸造園	〃

専門職大学院認証評価審査委員会

役職	氏名	所属	備考
理事・委員	加我 宏之	大阪公立大学	学識代表
委員	棚野 良明	公益財団法人都市緑化機構	有識者代表
	木下 剛*	千葉大学	学識代表
	水庭 千鶴子*	東京農業大学	〃
	八色 宏昌*	景域計画株式会社	環境・造園系技術者代表

\*は令和4・5年度認証評価における評価チームメンバー

専門職大学院認証評価提訴審議委員会

役職	氏名	所属	備考
理事・委員	荻野 淳司	アゴラ造園株式会社	理事代表
	伊藤 弘	筑波大学	〃
委員	小林 達明	千葉大学	学識代表
	横張 真	東京大学	〃
	小野 良平	立教大学	〃

[課題および改善の方向性]

組織体制及びその運営に関しては、認証評価の水準を維持しさらに改善を図っていただけるような業務の継承性が求められる。上記の各委員会委員は、学会の理事および会員から理事会が選任するが、その任期は再任を妨げないものの2年としている。従って各委員会は2年ごとに組織が更新されていくが、これに対して現状では認証評価は5年に一度、1校に対して実施しているため実際の認証評価を経験しない委員会が生じる。

業務の継承性については、専任の事務局員を配置し、過去の認証評価に関する書類を一元管理すること、総務委員会、評価チームを含む審査委員会、提訴審議委員会および事務局が横断的に取り組める体制を継続的に実施する。各回の認証評価事業に対する自己点検・評価プロセスは、理事会にて意思決定し、各回の審査結果ならびに自己点検・評価結果についても理事会での協議を経て、学会として共有しながら、業務の継続性を担保することが必要である。

総務委員会、評価チームを含む審査委員会の委員は、民間の環境・造園系技術者、国及び機関、地方公共団体の行政委員は、環境・造園系の技術職、さらに、環境・造園教育に従事する大学又は大学院専任教員は、一般社団法人日本技術者教育認定機構（JABEE）の認定校、または、その審査経験者を中心に構成している。今後も認証評価の水準を維持しさらに改善を図っていくためには、各委員会の委員の構成は、慎重に検討する必要がある。

以上

本報告書の作成検討に関わる

専門職大学院認証評価機関自己点検・評価検討ワーキンググループ メンバー

氏名（所属）	役割
柳井重人 （千葉大学）	令和3・4年度, 令和5・6年度 専門職大学院認証評価委員会委員長 令和3・4年度, 令和5・6年度 専門職大学院認証評価担当理事
五十嵐康之 （横浜市）	令和3・4年度, 令和5・6年度 専門職大学院認証評価総務委員会委員 令和3・4年度, 令和5・6年度 専門職大学院認証評価担当理事
則久雅司 （環境省）	令和3・4年度, 令和5・6年度 専門職大学院認証評価総務委員会委員 令和3・4年度, 令和5・6年度 専門職大学院認証評価担当理事
根来千秋 （東京都）	令和5・6年度 専門職大学院認証評価総務委員会委員 令和5・6年度 専門職大学院認証評価担当理事
加我宏之 （大阪公立大学）	令和5・6年度 専門職大学院認証評価委員会委員、審査委員会委員長 令和5・6年度 専門職大学院認証評価担当理事
木下剛 （千葉大学）	令和1・2年度, 令和3・4年度 専門職大学院認証評価総務委員会委員 令和5・6年度 専門職大学院認証評価審査委員会・評価チーム委員
水庭千鶴子 （東京農業大学）	令和5・6年度 専門職大学院認証評価審査委員会・評価チーム委員
八色宏昌 （景域計画株式会社）	令和5・6年度 専門職大学院認証評価審査委員会・評価チーム委員